

# 縫合創における保険償還

## 保険償還価格

材料：特定保険医療材料（手術当日のみ）

159 局所陰圧閉鎖処置用材料	18円 / cm <sup>2</sup>
180 陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800 円

### ①② 2つの条件が全て当てはまる場合、算定可能

#### 1 下記の特典入院料を算定している

A301 特定集中治療室管理料	A302 新生児特定集中治療室管理料
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	A303 総合周産期特定集中治療室管理料
A301-4 小児特定集中治療室管理料	

#### 2 次に掲げる疾患等の患者

- ア. BMI が30 以上の肥満症の患者
- イ. 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c (HbA1c) が JDS値で6.6%以上 (NGSP 値で7.0%以上) の者
- ウ. ステロイド療法を受けている患者
- エ. 慢性維持透析患者
- オ. 免疫不全状態にある患者
- カ. 低栄養状態にある患者
- キ. 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者
- ク. 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者

# 縫合創における保険適用範囲

1 下記の特典入院料を算定している

2 次に掲げる疾患等の患者

上記以外の患者に対して本品を使用する場合

手術後の切開創手術部位感染のリスクを低減する目的で局所陰圧閉鎖処置用材料・陰圧創傷治療用カートリッジを使用した場合であって、  
①②に該当する以外は、局所陰圧閉鎖処置用材料・陰圧創傷治療用カートリッジに係る費用は**それぞれの手術の所定点数に含まれる。**

**所定点数に含めば種々の手術が対象**